

令和7年度

広域基盤整備計画調査

阿武隈地域現状分析業務

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 広域基盤整備計画調査 阿武隈地域現状分析業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、阿武隈川水系及び名取川水系における農業水利施設の更新整備計画を策定するために、食料の安定供給に寄与する役割の整理、食料の安定供給に対する寄与率の試算、地域農業の将来発展構想の策定などを行ない、地域における食料供給能力を把握するものである。

(場所)

第1-3条 本業務の対象となる地域は、福島県白河市外7市10町7村及び宮城県岩沼市外4市9町であり、別紙1に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の登録)

第1-8条 仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に

基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き (総論編)	令和5年4月
2	農業水利施設の長寿命化のための手引き	平成27年11月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画 農業用水(水田)	平成22年7月 (令和6年3月 一部改正)
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画 農業用水(畑)	平成27年5月 (令和6年3月 一部改正)
5	土地改良事業計画設計基準 計画 排水	令和7年4月
6	その他監督職員が必要と認める図書	

(作業条件)

第2-2条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りの無いよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象地区)

第2-3条 本業務の対象となる地区は次のとおりである。

(1) 国営かんがい排水事業

地区名	事業期間	受益面積 (ha)	主要施設
阿武隈川上流	S16～S30	2,471	ダム1ヶ所、導水路1条(0.8km)
亘理	S34～S45	3,712	排水機場3ヶ所、防潮樋門1門、排水路10条(33.3km)
安積疏水	S45～S57	6,634	調整池1ヶ所、頭首工7ヶ所、導水路1条(1.2km)、 取水路1条(3.8km)、用水路4条(39.3km)
名取川	S42～S60	3,860	排水機場4ヶ所、頭首工1ヶ所、防潮樋門1ヶ 所、用水路6条(20.1km)、排水路9条(45.5km)
角田	S59～H07	3,113	排水機場2ヶ所、排水路2条(9.2km)
亘理・山元	H08～H12	4,080	取水口改修1ヶ所、揚水機場2ヶ所、排水機場3 ヶ所、加圧機場7ヶ所、用水路改修5条、排水路 改修3条、水管理施設1式
新安積	H09～H20	4,510	用水路1条(16.7km)、排水機場1条(13.4km)、小 水力発電1式、水管理施設1式
隈戸川	H04～H24	3,281	ダム取水設備1ヶ所、頭首工改修1ヶ所、揚水機 場1ヶ所、取水隧道1条(2.2km)、用水路1条 (18.2km)

(2) 国営開拓建設事業

地区名	事業期間	受益面積 (ha)	主要施設
白河矢吹	S16～S39	2,665	ダム1ヶ所、頭首工1ヶ所、導水路 (17.5km)、用水路(54.9km)、排水路 (28.5km)、排水機場4ヶ所、道路

			(119.5km)、開田(1,666ha)、開畑(1,101ha)
新安積	S16～S41	1,891	ため池 1 ヶ所、頭首工 1 ヶ所、用水路 (114.3km)、道路(4.9km)、開田(1,519ha)、 開畑(569ha)
吾妻小富士	S45～S55	406	ため池 1 ヶ所、用水路(114.3km)、排水路 (2.0km)、道路(24.7km)、開畑(406ha)
矢吹	S55～H05	409	排水路(9.2km)、道路(65.7km)、開畑(112ha)、 区画整理畑(75ha)、区画整理田(245ha)
母畑	S42～H09	2,079	ダム 1 ヶ所、用水路(60.9km)、排水路 (118.2km)、道路(332.4km)、開畑(517ha)、区 画整理畑(674ha)、区画整理田(902ha)
郡山東部	S54～H13	1,528	取水工 1 ヶ所、調整池 2 ヶ所、揚水機場 5 ヶ 所、用水路(175.4km)、排水路(25.5km)、開畑 (291ha)、区画整理畑(396ha)、区画整理田 (517ha)

(3) 農地再編事業

地区名	事業期間	受益面積 (ha)	主要施設
山元	H07～H15	633	用水機場 17 ヶ所、用水路(79.6km)、排水路 (61.4km)、道路(79.9km)、暗渠排水(264ha)、 客土(210ha)、開畑(6ha)、区画整理畑(21ha)、 区画整理田(611ha)

(4) 国営造成土地改良施設整備事業

地区名	事業期間	受益面積 (ha)	主要施設
-----	------	--------------	------

白河矢吹	S49～S54	1,608	ダム用水管理施設改修 1 式、取水隧道改修 (0.825km)
安積疏水二期	H23～H30	9,572	調整池改修 1 ヶ所、頭首工改修 2 ヶ所、用水路 改修(4.4km)、水管理施設 1 式

(5) 災害復旧事業

地区名	事業期間	受益面積 (ha)	主要施設
名取川	H23～H28	3,165	排水機場 5 ヶ所、排水路 10km、防潮樋門 1 門、 頭首工 2 ヶ所
亘理山元	H23～H28	4,509	排水機場 2 ヶ所、排水路 15km、揚水機場 11 ヶ 所
白河矢吹	H23～H24	3,199	ダム 1 ヶ所、揚水機場 1 ヶ所、用水路 18km
母畑	R01～R02	447	水管橋 1 ヶ所
隈戸川	R02～R03	693	水路復旧 1 式
請戸川	H26～R05	3,548	ダム 1 ヶ所、用水路 83km、頭首工 5 ヶ所 (代 行事業含む)

(6) 国営施設応急対策事業

地区名	事業期間	受益面積 (ha)	主要施設
名取川	H28～R04	2,653	頭首工改修 1 式
角田	H31～R08	2,737	排水機場改修 1 式
母畑	R03～R09	1,965	千五沢ダムかんがい用取水施設改修 1 式、隧道 トンネル (南北調整池) 改修 1 式、幹線用水路 改修 (北 9.2km、南 8.3km)

(7) 県営かんがい排水事業

地区名	事業期間	受益面積 (ha)	主要施設
亘理用水	S42～S49	2,983	揚水機場 1ヶ所、用水路 41.0km
名取川	S45～H03	3,273	排水機場 1ヶ所、用水路 48.0km、排水路 27.0km
安積	S44～S55	3,727	用水路 34.0m
牛橋	H08～H17	583	排水機場 1ヶ所、排水路 4.2km
隈戸川	H14～H24	669	用水路 19.0m
新安積	H14～H20	241	用水路 5.6m

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりである。

また、下記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸与資料	数量
1	広域基盤整備計画書様式（計画書編及び資料編）	1式
2	食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書（広域水系型） 阿武隈地域（平成16年作成）	1式
3	令和6年度広域基盤整備計画調査 阿武隈地域現状分析その他業務	1式
4	その他監督職員が必要と認める資料	

(貸与資料の取り扱い)

第2-5条 第2-4条に示す貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。

また、本業務の設計業務における各自治体にて開示されていない資料については必要に応じて発注者が収集するものとする。

(設計業務)

作業項目	作業数量
1. 資料の検討及び整理	1式
2. 食料供給能力調査	

2-1. 役割調査	1式
2-2. 食料安定寄与度	1式
2-3. 地域農業の将来発展構想	1式
3. 点検とりまとめ	1式

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 第2-4条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 図面の編集が必要となった場合は、編集ソフト及びファイル形式等について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 各種調査にあたっては、監督職員と十分に連絡打合せを行うとともに、本業務成果が広域基盤整備計画の基礎資料となることを考慮し資料作成を行うものとする。
- (5) 作業の手順、方法及び作業内容の詳細については監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (6) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、業務担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容
- ⑤その他

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

- (2) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数等については、主として下記の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（調査の中間段階）
- 第3回 中間打合せ（点検とりまとめの段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒960-0241 福島県福島市笹谷字稲場 38-7
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

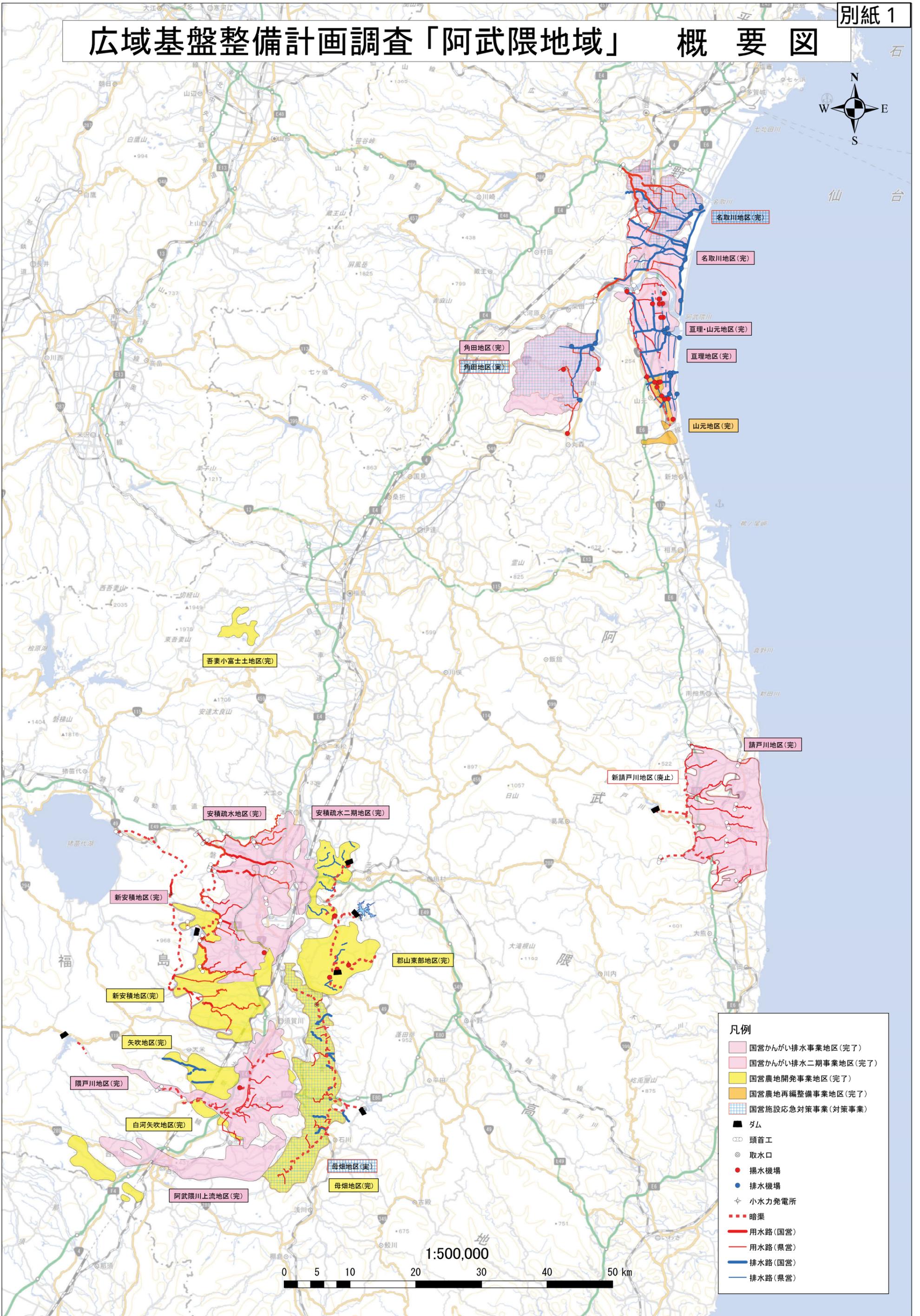
- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第2-3条に示す「対象地区」に変更が生じた場合
- (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (6) 履行期間の変更が生じた場合
- (7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の作業にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

広域基盤整備計画調査「阿武隈地域」概要図



- 凡例**
- 国営かんがい排水事業地区(完了)
 - 国営かんがい排水二期事業地区(完了)
 - 国営農地開発事業地区(完了)
 - 国営農地再編整備事業地区(完了)
 - 国営施設応急対策事業(対策事業)
 - ダム
 - 頭首工
 - 取水口
 - 揚水機場
 - 排水機場
 - 小水力発電所
 - 暗渠
 - 用水路(国営)
 - 用水路(県営)
 - 排水路(国営)
 - 排水路(県営)

1:500,000

0 5 10 20 30 40 50 km

別紙2 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	内業 外業	作業 対象
1. 資料の検討及び整理	前年度業務の成果資料を把握し、作業計画の策定における検討と整理を行う。	内業	○
2. 食料供給能力調査			
2-1. 役割調査	広域基盤整備計画調査地域が食料の安定供給に寄与する役割について、県毎に整理する。	内業	○
2-2. 食料安定寄与度	食料生産（耕地面積、土地利用状況等）の現況値及び計画値の収集を行い、食料安定供給に対する寄与率を試算して調査様式へ整理する。	内業	○
2-3. 地域農業の将来 発展構想	各種農業振興計画、担い手等の意向調査、市場ニーズ等の調査結果及び広域基盤確立推進協議会の議論を踏まえて、調査様式に記載する。	内業	○
3. 点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行う。	内業	○